利用給付認定

令和7年4月

保護者 各位

東大阪市子どもすこやか部事務センター

保育を必要とする事由の確認及び現況調査の手続きについて

新緑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

東大阪市では子ども・子育て支援法第30条の7及び同法施行規則第28条の6の規定に基づき、「保育を必要とする要件」（入所要件）の確認を行います。引き続き施設等利用給付認定を希望される方は、必ず**保護者全員**の「就労証明書」もしくは「要件証明書」の提出が必要です。同時に、現在教育・保育施設を利用されている方の状況を確認するための調査を行いますので、下記のとおり書類の提出をお願いします。

Ⅱ 提出期限

令和７年5月21日（水）※理由なく提出がない場合は、利用給付認定(新２号・新３号)が終了いたします。

Ⅱ 提出書類

※(★)マークがある書類について、電子申請システムで提出される場合も原本の提出が必要です。

①現況調査用紙

②「就労証明書」または「要件証明書」のいずれかを保護者全員分

※変更申請・きょうだいの新規入所申込等で、**令和7年4月1日以降に保護者全員分の**就労証明書・要件証明書を提出された方については書類の免除が可能です。

※「就労証明書」は、園に提出する「勤務時間証明書」とは異なります。混同されないようご注意ください。

	保護者状況		要 件	提出書類	認定期間の有効期限
①	就労もしくは概ね１ヶ月以内に就労開始する方 **※週12時間未満の就労は該当しません。**		就労	就労証明書 ※「勤務時間証明書」ではありません	児童の就学前まで (ただし、保護者が事由に該当しなくなった場合は、その時点まで)
②	疾病のある方 ※③に該当する場合は③のみで可		疾病・障害	要件証明書(★)	
③	障害のある方		疾病・障害	要件証明書 障害者手帳	
④	親族の介護もしくは看護をしている方		介護・看護	要件証明書 介護対象者の障害者手帳もしくは疾病の要件証明書(★)	
⑤	出産予定日が5月から9月の方		妊娠・出産	要件証明書 母子手帳のコピー 就労証明書（※現在就労中の方のみ）	出産予定日を含む月の前2ヶ月及び出産日の翌日の属する月の翌々月末まで （妊娠初期であっても心身の状態により保育が困難との医師の診断があれば認定の対象となります。）
⑥	現在就労中で ５月以降に 出産予定のある方	出産後は退職予定			
		出産後は 育児休業取得予定			妊娠・出産要件の期間満了後は**育児休業以外の要件がなければ認定不可です。**
⑦	就学もしくは概ね１ヶ月以内に就学する方 **※週12時間未満の就学は該当しません。**		就学	要件証明書(★)	保護者の就学期間満了日が属する月の月末まで
⑧	就職するために求職活動をしている方		求職中	要件証明書 ハローワーク受付票もしくは紹介状	認定日から90日経過後の月末まで

※裏面も必ずご確認ください※

Ⅱ 提出方法（①、②のどちらか選んで提出）

①在籍している認可保育施設へ直接提出

※きょうだいで入所されている方は、**下の児童のクラスに提出してください（父母1部ずつで可）。**
きょうだいで異なる施設に在籍している場合も、下の子が在籍している施設への提出のみで構いません。

②電子申請システムにて提出

●きょうだいで入所されている方は、1回の申請で2人以上まとめて入力してください。
●**申請の際は電子申請システム上に記載の注意事項を必ずご確認ください。**
●「疾病」「就学」の要件の方は、この申請が完了後に要件証明書の原本の提出が必要ですのであらかじめご留意ください。

https://lgpos.task-asp.net/cu/272272/ea/residents/procedures/apply/6417c5fa-d919-458e-a9e7-f912c811d3e6/start

注意事項

❶**育児休業期間中は利用給付認定を受けることはできません。**
現在就労中の方で育児休業を取得予定の方は、育児休業取得開始日前日までの認定となります。

❷父母等で要件が異なる場合、**有効期間が短い方**の要件で認定となります。［令和4年4月から変更］
認定については今回の入所要件調査より随時変更いたします。
[例]父：求職活動　母：就労 ➔ 認定期間：90日間　保育必要量：短時間

❸就労(就学)要件での認定は**週12時間以上**の就労(就学)が必要です。［令和4年4月から変更］
※教育時間内で送迎可能な場合は、限定利用となります。

❹育児休業から復職される方については**就労証明書の復職日欄に復職した日の記載**が必要です。
復職日が空欄の場合、再度の提出が必要となります。

❺求職中で認定されていて、今回も求職中で提出された場合は、**認定期間延長はできません。**
現在の認定期間満了までに新たな証明書を子どもすこやか部事務センターに
提出してください。

Ⅲ よくあるお問い合わせ

Q1. 提出期限に間に合わない場合や、提出を忘れていた場合はどうすればいいですか？
A1. 提出期限に間に合わないと発覚した時点でご連絡の上、下記の問い合わせ先に至急ご提出ください。
なお、未提出の方や書類不備により要件の確認ができない場合は督促状を郵送します。
提出期限後に提出される場合は市役所に直接ご提出ください。（提出は郵送でも可能ですが、必ず事前にお電話ください。）

Q2. 保育が必要な事由が複数あるのですが、ひとつだけ提出でもいいですか？
A2. 事由が複数ある場合、主とする事由のみの提出でも可能です。提出いただいた事由と現在認定している事由が異なる場合は、変更により有効期限が短くなること等がありますのでご相談ください。

Q3. 転職をするのですが、証明はどうしたらいいですか？
A3. 新しい会社の就労証明書を提出いただいたら大丈夫です。6月までに転職する方は就職予定の証明で提出が可能です。
7月以降に転職する方で、前職との間に1ヶ月以上の期間がある場合は他の事由が必要になりますのでお問合せください。

Q4. 用紙を紛失してしまったらどうすればいいですか？
A4. 東大阪市のウェブサイトに掲載していますので、印刷の上ご提出ください。

Q5. 利用給付認定について、新２号・新３号を利用していないので不要なのですが今回の手続きはどうすればいいですか？
A5. 要件の提出は不要となりますので、現況調査用紙にて「不要」の項目に☑してください。

【問い合わせ先】 〒577-8521 東大阪市荒本北1－1－1 東大阪市役所7階
東大阪市子どもすこやか部事務センター 現況調査担当　☎ 06-4309-3322
【電子申請及び注意事項についての問い合わせ先】　施設利用相談課　☎ 06-4309-3202